

仕様書

フロンティア部

1. 件名

産学連携を通じた共同研究事例の調査

2. 目的

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）で実施する「官民による若手研究者発掘支援事業」（以下「若サポ事業」という。）は、目的志向型の創造的な基礎又は応用研究¹を行う若手研究者²を発掘し、実用化に向けた産学連携体制での研究開発の実施を支援することにより、次世代のイノベーションを担う人材を育成するとともに、我が国における新産業の創出に貢献することを目的として実施している事業である。

若サポ事業では、これまでに 100 件を超える産学連携による共同研究等を支援しており、若手研究者による企業等との共同研究等の推進・加速に貢献してきた。今後、これらの取組をさらに加速させるだけでなく、地方／地域の課題解決・活性化や、我が国への裨益を前提とした海外企業との産学連携にも事業を活用・改善することを検討している。

そこで本業務では、若サポ事業ならではの支援や、産学連携の更なる発展のための取組を行うべく、参考となる事例や事業への要望などの調査・分析を行い、若サポ事業の今後の改善・発展を目指すことを目的とする。

3. 業務内容

内容は以下のとおりとする。

なお、詳細についてはNEDOと協議の上決定し、実施にあたっては、NEDOとの密接な連携の下で行うものとする。また、調査で実施するヒアリングについては、原則、オンラインでの実施を想定しているが、必要に応じて対面でも実施すること。

(1) 地方／地域の課題解決・活性化を実現する支援の在り方調査

¹ 実用化に向けた目的志向型の創造的な基礎又は応用研究：創造的な研究開発に基づいた技術シーズが産業に応用されることを目指して、課題克服のために、原理の解明や試作品の開発、実証試験等を行うもの

² 若手研究者：事業の開始年度の4月1日時点において、博士号の学位を取得、又は大学等の博士後期課程に在籍している者で、かつ45歳未満の研究者

国内大学・研究機関等が産学連携を通じた地方／地域の課題解決・活性化を実施している事例を調査する。

a) 産学官連携で地方／地域の課題解決・活性化に向けて取り組んでいる国内地域の事例を調査・分析すること。特に、取り組むに至った経緯や取り組むにあたり大学・研究機関等が重要視している事項などを調査・分析すること。なお調査にあたっては、事例を複数選定して、調査を行うこと。

b) a) の結果、特に産学連携を活発に実施している大学に対し、ヒアリングを実施すること。ヒアリング先は、選定した事例ごとに実施し、それぞれ 2 機関程度（合計 5 機関以上）に実施すること。

c) a) の調査・分析、b) のヒアリング結果から、支援事業のケーススタディを実施すること（若サポ事業の限りではない）。

（２） 海外企業との産学連携を実現する支援の在り方調査

国内大学・研究機関等が海外企業との産学連携による共同研究を実施している事例を調査する。

a) 海外企業と産学連携に取り組んでいる国内大学・研究機関等の事例を調査・分析すること。特に、取り組むに至った経緯や取り組むにあたり大学・研究機関等が重要視している事項などを調査・分析すること。なお調査にあたっては、複数の事例を選定して調査を行うこと。

b) a) の結果、特に産学連携を活発に実施している大学に対し、ヒアリングを実施すること。ヒアリング先は、選定した事例ごとに実施し、それぞれ 2 機関程度（合計 5 機関以上）に実施すること。

c) a) の調査・分析、b) のヒアリング結果から、支援事業のケーススタディを実施すること（若サポ事業の限りではない）。

（３） 官による産学連携支援の高度化に向けた調査

官による産学連携支援の高度化に向けて、企業・大学等からのニーズに関する調査・分析を行う。

a) 研究者との産学連携による共同研究を目指す企業・大学等のニーズを探るべく、企業・大学等へのヒアリング調査を実施すること。ヒアリングは 15～20 機関程度に実施する。

なおヒアリング先は、これまでに若サポ事業と関連のあった機関を中心に選定する。

b) a) で得られた企業・大学等の関心事項・要望等を収集・整理するとともに、若サポ事業をとらして産学連携を実施する課題の把握・分析を行うこと。

（４） 若サポ事業改善案の提案

(1)、(2) 及び (3) の調査結果をとりまとめ、若サポ事業の既存フェーズを活用することを前提として、具体的な改善方法を提案すること。

4. 調査期間

NEDO が指定する日から 2026 年 2 月 28 日まで

5. 予算額

20 百万円以内（税込み）

6. 報告書

調査期間終了日までに当機構担当者へ報告書を提出すること。

提出方法：NEDO プロジェクトマネジメントシステムにより提出する。

記載内容：「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」

(<https://www.nedo.go.jp/content/100945227.pdf>) に従って作成の上、提出のこと。ただし、報告書に記載する取扱いの詳細については、NEDO との協議により決定する。

7. その他

本仕様書に定める事項については、随時 NEDO と調整の上実施する。また、本仕様書に定めなき事項については、NEDO と実施者が協議の上で決定することとする。